

## ワクチンの高齢者接種の促進対策 (R3. 6. 8 現在)

### 1 財政面での支援

- (1) ワクチン接種対策費負担金について、時間外・休日の加算を実施。適用期間及び休日の定義について通知 (3. 5. 14)するとともに、時間外の定義について自治体説明会で説明 (3. 5. 25) し、通知 (3. 6. 1)
- (2) ワクチン接種体制確保事業について、接種の前倒しを行う自治体に対して追加交付を行うことを通知 (3. 5. 14)
- (3) 緊急包括支援交付金について、都道府県が設置する大規模接種会場に係る費用への支援を対象に追加 (3. 5. 7)
- (4) 緊急包括支援交付金により、一定期間継続してまとまった規模の個別接種を行う診療所等に対し財政支援を行うこと、病院が特別の体制を組んでまとまった規模の個別接種を行った場合にも追加交付を行うことについて通知 (3. 5. 25)

### 2 医療従事者の確保に資する支援

#### (1) 地区医師会との更なる調整に関する支援

- ① 総理から日医会長・日看協会長への協力依頼 (3. 4. 30)。総理から日歯会長への協力依頼 (3. 5. 18)
- ② 総務大臣・厚労大臣から自治体へ、日本医師会から地区医師会へ、要請文の発出 (3. 5. 18)
- ③ 1 (2) の国庫補助金を活用し、自治体の判断で協力金を支給することが可能。

#### (2) 医療従事者の確保に関する支援

##### (ア) 主として問診等を行う医師の確保に関するもの

- ① 臨床研修を受けている医師の活用に関する通知を発出 (3. 5. 13)
- ② 医師・看護師等の兼業許可や届出等に関する柔軟な取扱いについて通知を発出 (3. 5. 18。公立病院についても同日付で通知)

##### (イ) 主として接種を行う医療従事者等の確保に関するもの

- ① 看護師・准看護師の労働者派遣の拡大 (3. 4. 23)
- ② 歯科医師の接種業務での活用 (3. 4. 26)
- ③ 潜在看護師の活用に関し、一時的な収入増により扶養から外れないことを周知 (3. 2. 12)
- ④ 臨床研修を受けている医師の活用に関する通知を発出 (3. 5. 13) (再掲 2(2)(ア)①)
- ⑤ 医師・看護師等の兼業許可や届出等に関する柔軟な取扱いについて通知を発出 (3. 5. 18。公立病院についても同日付で通知) (再掲 2(2)(ア)②)
- ⑥ 看護系大学、看護師等養成所等に対する協力依頼の通知を発出 (3. 5. 17)

- ⑦ 潜在看護職が7月末までに新たに接種業務に従事した場合に就業準備金3万円を支給(3.5.21)
- ⑧ 臨床検査技師、救急救命士等の接種業務等での活用(3.6.4)
- ⑨ 接種業務に従事する医療職の健康保険の被扶養者の収入確認の特例について通知を发出(3.6.4)

#### (ウ) 病院団体、公立・公的病院等への協力要請など

- ① 企業立病院・健康保険組合立病院への医療従事者の派遣等の協力要請(3.5.10~)
- ② 国公立大学病院に対する協力依頼の通知を发出(3.5.14)
- ③ 歯科大学附属病院に対する協力依頼の通知を发出(3.5.20)
- ④ 日本医師会及び各病院団体、公立・公的病院に対する協力依頼の通知を发出(3.5.7)
- ⑤ 介護老人保健施設等について、接種会場等において医師が協力する場合の人員配置基準上の取扱いに係る事務連絡を发出(3.5.6)
- ⑥ 民間の職業紹介事業者等の紹介(厚労省自治体サポートチームにご相談ください。)
  - 「医療のお仕事 Key - Net」によるマッチングの紹介
  - 民間の接種業務委託業者(事務スタッフ、会場運営を含む)の紹介
  - 都道府県ナースセンターによるマッチング支援の実施 等
- ⑦ Jリーグがワクチン接種への協力を発表(3.5.14)
- ⑧ 都道府県に、上記の様々な協力主体を活用する等により、市町村のワクチン支援を行う窓口の設置を要請(3.5.14)。国は、都道府県と連携しつつ、個別の協力主体にも働きかけを行う。

### 3 大規模接種会場の設置

- (1) 自衛隊大規模接種センターの設置(東京圏、大阪圏)(3.5.24)
- (2) 都道府県等が設置主体となる大規模接種会場の設置の推進。1(3)による財政支援を行う予定。

### 4 企業等による接種協力等

- (1) 企業立病院等による医療従事者派遣等の協力(再掲2(2)(ウ)①)
- (2) 企業や大学等における職域単位での接種の開始時期やその内容について通知(3.6.1)。職域等接種の申請手続の公表・申請受付を開始(3.6.8)

### 5 ワクチンの確実な配分

- (1) 6月最終週までに、各自治体に高齢者2回分のワクチンを配分する具体的な計画を提示(3.4.30)
- (2) 医療従事者用と高齢者用のワクチンの融通を緩和(3.4.2)。基本施設等

間の融通を緩和(3.5.6)。4月19日以前に医療従事者向けワクチンを高齢者向けとして融通を受けた医療機関について、融通元の求めのない限り、後に配送されたワクチンを再融通しなくてよく、また自施設で医療従事者等への接種が予定されていない場合は高齢者等への接種や他施設への融通が可能である旨通知(3.5.26)

- (3) 7月以降に配分するファイザー社ワクチン第9・10クールに係る基本配分計画の改訂について通知(3.6.4)

## 6 効率的な接種体制の構築

- (1) 効率的な接種体制を構築している自治体の方式の横展開や、自衛隊大規模接種センターの事例の提供(3.6.1)などにより、全体の接種スピードの底上げを図る(3.5.14~)
- (2) 高齢者の接種完了を待たずとも、接種状況や予約の空き状況を踏まえ、可能な限り接種の空白期間が生じないように、次の接種順位に進めることができることについて、通知を発出(3.4.21)
- (3) 高齢者の次の接種順位の者について、接種開始時期、接種券の発送、基礎疾患ある者の確認方法などに関するQ&Aを通知(3.5.21、3.5.28、3.6.2)
- (4) ワクチン接種においてオンライン診療を活用する場合の考え方や、予診の手続きの留意点について通知(3.5.25)
- (5) 何らかの病気で診療を受けている被接種者の予診時の取扱いを明確化し、かかりつけ医に確認せずに接種を希望した場合でも、予診医が接種可能とした場合は接種可能であること等について通知(3.5.25)。予診票の様式を変更(3.5.28)
- (6) 接種医療機関で、予診票の写しを診療録として差し支えない旨通知(3.5.28)